

令和 9 年度採用
社会福祉法人 福島福祉施設協会
職 員 採 用 試 験
受 験 案 内

社会福祉法人 福島福祉施設協会
会 長 八 島 洋 一

受 付 期 間	令和 8 年 11 月 2 日(月)～令和 8 年 11 月 30 日(月) (郵送の場合は令和 8 年 11 月 30 日消印まで)
試 験 日	令和 8 年 12 月 13 日(日)

令和 9 年度採用の社会福祉法人福島福祉施設協会職員採用試験を次のとおり実施します。

1 採用職種及び勤務場所

職種	採用予定人員	勤務場所・主な職務
保育士	1 名	下記保育所(園)のいずれかになります。 福島隣保館保育所 福島保育所 瀬上保育所 福島わかば保育園 福島ふたば保育園 飯坂保育所 0歳から6歳の乳幼児に対する保育業務

2 採用予定日

令和 9 年 4 月 1 日

3 受験資格

平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、以下に記載された受験資格に該当する方とします。

職 種	受験資格
保育士	以下の①または②に該当する方 ① 保育士資格及び幼稚園教諭普通免許状を有する方 ② 令和 9 年 3 月末日までに保育士資格及び幼稚園教諭普通免許状を取得する見込みの方

4 試験の方法及び内容

- 作文試験（60 分）
- 面接試験（個別）

5 試験の期日及び会場

- (1) 期日 令和 8 年 12 月 13 日（日）
- (2) 会場 福島福祉施設協会 会議室等
- (3) 合格発表 令和 8 年 12 月下旬までに発表します。

※ 詳細については、受付後受験者にお知らせいたします。

やむを得ない事情により試験日時等が変更される場合があります。変更がある場合は当協会ホームページでお知らせします。適宜、ホームページで最新情報の確認をお願いします。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、**令和 8 年 11 月 2 日(月)**より以下の方法で配付します。

- (ア) 当協会事務局及び保育所(園)にて直接配付
- (イ) 郵送にて配付
- (ウ) 当協会ホームページ「採用情報」ページよりダウンロードにて配付

当協会ホームページ「採用情報」アドレス

<https://www.ffsk.jp/?p=19912>



郵便で請求する場合は封筒の表に「申込用紙請求」と朱書きし、宛先明記の 140 円切手を貼った封筒（角形 2 号 33.2 cm×24.0 cm）を必ず同封してください。

ただし、郵送による配付は令和 8 年 11 月 19 日（木）到着分までとさせていただきます。

(2) 申込方法及び必要書類

試験申込書を当協会事務局へ直接持参するか又は郵送により提出してください。

申込書裏面の記入要領をよく読んだ上で、申込書に必要事項を正確に記入し、写真（申込前 6 カ月以内に撮影した上半身無帽の正面向き、たて 4.5 cm、よこ 3.5 cm）を所定の欄に必ず貼ってください。

下記①または②を同封して下さい。

① 保育士証及び幼稚園教諭免許状の写し

② 保育士資格取得見込み証明書及び幼稚園教諭免許状取得見込み証明書

郵送にて申込をする場合は、必ず簡易書留にて送付してください。その際、簡易書留の受領証は、受験票が届くまで保管しておいてください。簡易書留によらない郵便で事故が発生した場合の責任は負いません。

(3) 申込受付期間

期間より前又は期間を超えた日に提出されたものは受け付けられません。

(ア) 直接当協会事務局へ提出

受付期間 令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 30 日（月）
土曜日・日曜日・祝日は除きます。

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

(イ) 郵送により提出（簡易書留）

受付期間 令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 30 日（月）
令和 8 年 11 月 30 日（月）の消印のあるものまで受付けます。

(4) 申込受付確認

試験申込書受付後、当協会（saiyou@ffsk.jp）より順次申込受付完了メールを送信しますので、申込書提出時に採用試験申込書に記載された QR コードから当協会宛にメールを送信して下さい。

採用試験申込書を提出したにも関わらず、提出後 1 週間が経過してもメールが届かない場合は、当協会にご連絡下さい。

(5) 受験票の送付

受付期間終了後、受験票を郵送いたします。

令和 8 年 12 月 8 日（火）までに受験票が届かない場合は、令和 8 年 12 月 10 日（木）までに当協会事務局へご連絡ください。

7 合格から採用まで

合格者には採用内定通知書を配付し、採用される日までの間にオリエンテーション等を行います。

8 勤務条件、給与

(1) 勤務時間

1 週あたり 40 時間（交替制勤務）です。

保育士	6 時 45 分～15 時 30 分
	↓ この間で複数パターンあり（例：8 時 30 分～17 時 15 分） （例：9 時 00 分～17 時 45 分）
	10 時 30 分～19 時 15 分

(2) 給与・賞与

給 与：月額 226,732 円 ～ 236,802 円

職 種	新卒者の初任給	特殊業務手当	処遇改善手当（月額）	
			I	II
保育士（大学卒）	184,200 円	11,052 円	26,550 円	15,000 円
保育士（短大・専修学校卒）	174,700 円	10,482 円		

※ 職務経験により初任給が増額調整（上限 234,900 円）される場合もあります。
勤務状況に応じて毎年 1 回昇給（4,000 円～8,000 円程度）があります。

その他の諸手当	住居手当 月額 9,900円を超える家賃を支払っている場合 家賃月額に応じ 最大月額 27,000円 通勤手当 自動車で片道2 km以上の通勤の場合 通勤距離に応じ 月額 3,200円～24,000円 公共交通機関を利用する場合 最大月額 36,750円 その他、給与規程の定めるところにより手当が支給されます。
賞与	4.4カ月分 (6月 2.1月、12月 2.3月) 令和7年度実績 4.4月分／年 一時金支給 (年1回)

9 その他

受験に際しての提出書類は返却しません。

この試験等についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

(土日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時00分まで)

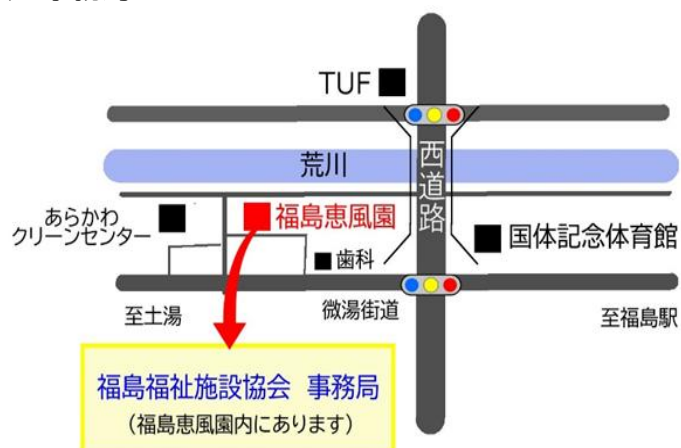
〒960-8166 福島市仁井田字龍神前2-1

社会福祉法人福島福祉施設協会 事務局

TEL 024-545-3221

FAX 024-546-5158

【法人本部付近図】



10 施設名称・所在地

当協会が運営する施設は以下のとおりです。

申込関係	施設名	所在地	定員
申込書配付 申込受付	本部事務局	福島市仁井田字龍神前2-1	
	養護老人ホーム福島恵風園	福島市仁井田字龍神前2-1	100名
申込書配付	福島隣保館保育所	福島市須川町3-30	120名
申込書配付	福島保育所	福島市森合町8-12	120名
申込書配付	瀬上保育所	福島市瀬上町字寺後6	80名
申込書配付	福島わかば保育園	福島市浜田町4-5	60名
申込書配付	福島ふたば保育園	福島市大森字館ノ内69-1	90名
申込書配付	飯坂保育所	福島市飯坂町字桜下11-9	90名

	福島市東浜児童センター	福島市東浜町11-45	
	福島市野田児童センター	福島市笹木野字館1-3	
	福島市蓬莱児童センター	福島市蓬莱町4-14-1	
	福島市清水児童センター	福島市南沢又字上河原21-1	
	福島市渡利児童センター	福島市渡利字番匠町43	
	福島恵風園デイサービスセンター	福島市仁井田字龍神前2-1	
	めぐみの風居宅介護支援センター	福島市仁井田字龍神前2-1	
	ホームヘルパーステーションめぐみ	福島市仁井田字龍神前2-1	
	福島市わたりふれあいセンター	福島市渡利字番匠町43	
	わかば子育てセンター	福島市浜田町4-5	
	せのうえ子育て支援センター	福島市瀬上町字寺後6	
	いいざか子育て支援センター	福島市飯坂町字桜下11-9	

11 施設見学について

「先輩保育士の働く姿がみたい!」「保育園の雰囲気を感じ取りたい!」など、日頃の様子が見たいという場合は、施設見学を随時行っておりますのでお気軽にお問合せ下さい。

また、Instagramでも情報発信を行っておりますので、ぜひご覧下さい。



施設見学は、以下の施設で行っております。

施設見学を希望する場合は、希望施設に直接ご連絡下さい。

★ 福島隣保館保育所	福島市須川町 3-30	TEL 024-534-2966
★ 福島保育所	福島市森合町 8-12	TEL 024-534-4040
★ 瀬上保育所	福島市瀬上町字寺後 6	TEL 024-553-5334
★ 福島わかば保育園	福島市浜田町 4-5	TEL 024-534-3863
★ 福島ふたば保育園	福島市大森字館ノ内 69-1	TEL 024-545-4404
★ 飯坂保育所	福島市飯坂町字桜下 11-9	TEL 024-542-5636

【 個人情報の取り扱いについて 】

本案内に添付の受験申込書において収集した個人情報は、職員採用試験に係る事務に利用することを目的とし、社会福祉法人福島福祉施設協会個人情報保護管理規程で保護及び管理されるとともに、本人の承諾なしに他に利用及び提供いたしません。

【 こども性暴力防止法への対応について 】

本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日施行の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 69 号。「こども性暴力防止法」）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪事実該当者の場合は、本業務に採用されません。

【 求職者等へのハラスメント防止対応方針 】

当法人は、採用選考・職場見学・職場説明会・ボランティア・実習生等のすべての過程において、職員による求職者等に対するハラスメント【性的な言動・不必要な接触・私的な食事への誘い・個人 SNS（LINE 等）の交換依頼・採用担当者や職員からの威圧的な対応等】を一切許容しておりません。

当法人の担当者は、以下の面談ルールを基本に面談を行います。

- ・面談は原則業務時間内に複数名で対応し、事業所内で行います。
- ・連絡手段は施設の電話、メールアドレス及び LINE を使用し、個人 SNS 等の交換は禁止します。
- ・飲食を伴う面談、夜間の呼び出しは行いません。

不安や不適切な言動を感じた場合は、下記相談窓口へご連絡ください。

相談内容は窓口担当者のみが閲覧し、選考担当者へ共有しません。

相談したことを理由に不利益な取扱いを行うことはありません。

相談専用窓口：E-mail soudan@ffsk.jp（メール受付／匿名可）

外部相談窓口： T a M o n - 多聞 -

相談フォーム <https://member-kyushoku.tamon-soudan.jp/>

